

京都府議会 ICT利活用推進・実施計画（概要版）

計画の目的

ICTのメリットを生かした京都府議会を実現するために必要な施策を計画的かつ総合的に推進・実施するため、「京都府議会ICT利活用推進・実施計画」を策定する。

（府議会が取り組む「3つ」のICT化）

- ① ICTの利活用がもたらす、更なる開かれた府議会（広報・広聴のICT化）
- ② ICTを使いこなす、高い「議員力」が発揮される府議会（議員活動のICT化）
- ③ いっそうの審議の充実等が図られる、「議員力」「議会力」を高める議会運営のICT化

計画の期間及び実施体制

（1）計画の期間

府議会における次期改選期の初年度（令和5年度）を、ICT化の最初の到達点（目標年次）とし、令和3年度から5年度までの3箇年を見通した計画とする。

（2）実施体制

議会運営委員会を本計画の責任実施機関とする。

5つの基本方針

- （1）ICTの利活用がもたらす様々なメリットで議会の機能を高めるICT化に取り組む。
- （2）それぞれの議員の状況に応じ、ICTのメリットを生かすことができ、導入によるデメリットが生じないよう配慮・工夫する。
- （3）ICT化を更なる開かれた府議会につなげるなど、府民視点を重視する。
- （4）執行部のICT化の進展状況に応じた取組とするなど、ICT化がかえって職員の事務負担を増加させることがないことに十分留意する。
- （5）汎用的なクラウドサービスの活用など、ICTのメリットと費用とのバランスを図る。

<基本方針（1）による「府議会ICT化」のイメージ>

ICTの利活用

・場所や時間の制約を受けないモバイルデバイスの活用

・ネットワーク化やデジタル化がもたらす、検索その他の情報処理の効率化・省力化

・多様で汎用性のあるクラウドサービス【注1】の活用

・オンラインストレージ【注2】の活用による情報共有など

【注1】従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、利用者に提供するサービス
【注2】インターネット上にデータを格納するサービス

○ 各議員が府民の多様な意思や府政の抱える問題をより迅速・的確に把握しやすくなることで、調査研究を深め、政策提案・提言に資することができる。

○ 府政や議会活動に関し、議会や各議員が府民に積極的に情報提供しやすくなることで、より府民に開かれた議会を実現するとともに、府政の課題解決の実効性を高めることができる。

○ ペーパーレス会議システムの活用等により議会の運営が効率化し、検索等による情報の活用がしやすくなる（調べ物に要する時間の短縮等）ことで、各議員は審議の内容に労力を集中できるようになり、充実した審議の実現に資することができる。

○ 議会と執行部の間、また、議員相互間で情報の伝達・共有を緊密に図ることができるようになることで、二代表制の機能強化に資することができる。

「3つ」の府議会ICT化

① 広報・広聴のICT化

② 議員活動のICT化

③ 議会運営のICT化

具体的施策の展開

①「聞こえ」に関するバリアフリー（計画目途：令和3・4年度のなるべく早い時期）

- ・ 現在、本会議の代表質問及び予算・決算特別委員会の総括質疑の中継では「手話」を導入しているが、これに加え、「聞こえ」に困難がある方それぞれの実情に応えるため、「字幕」をネット中継の画面に表示させる「リアルタイム字幕配信システム」を導入する。
- ・ システムの詳細設計（現行中継システムの改修設計を含む。）の検討を進め、まずは「手話」を導入済みの上記会議から配信を開始するなど、なるべく早い運用開始を目指す。
- ・ 「聞こえ」に関するバリアフリーの取組のほか、広報・広聴のICT化に関し推進・実施する施策として、次のとおり定める。

傍聴席等への字幕モニター設置など、字幕データの様々な利活用の検討及び実施

図書館のみで公開している委員会資料等（別途推進するペーパーレス委員会のデジタル納品物等）のHP等での公表

議会図書館のICT化（蔵書検索等）

② ICTの利活用による審議の充実等（計画目途：令和3～5年度（順次））

- ・ 令和2年度ペーパーレス常任委員会での試行実施結果を踏まえ、クラウドサービスによる「ペーパーレス会議システム」を導入（令和3年9月定例会目途）
- ・ 令和5年度（改選後）からの本格運用を目途に、次のとおり、それぞれの議員の状況に応じた柔軟な試行（「紙」との併用を含む。）とあり方の検討を行う。

ペーパーレス委員会の試行（継続）とあり方検討

本会議での活用検討

③議員のICT活用基盤の整備・強化（計画目途：令和3～5年度（順次））

- ・ それぞれの議員の状況に応じ、ICTのメリットを生かせるよう、議員活動のICT化に関し推進・実施する施策として、次のとおり定める。

タブレット端末等の活用試行の取組（継続）

試行を踏まえ、様々な議員活動に活用できる情報端末のあり方検討及び整備

クラウドやストレージの活用による委員会資料や調査情報等の共有

◎ このほか、社会情勢の変化に対応した更なるICTの利活用についても、基本方針に沿って、課題を抽出し、丁寧かつ着実に検討を進める。

セキュリティの確保等

- ・ 府議会のICT化に当たっては、それぞれの議員の状況を踏まえた研修の実施や運用要領の策定等により、セキュリティの確保等を適切に図るものとする。

計画施策の着実な推進

- ・ 本計画に定める施策を実施するために必要な予算措置等については、住民自治を体現する府議会として真に必要な内容のものとなるように詳細な設計を施し、財政当局と協議・調整の上、適切に講じられるように努めることで、本計画で定める施策を着実に進めるものとする。

本計画について

- ・ 令和元年7月 田中議長から議会運営委員会に対し議会改革に関する諮問
- ・ 令和2年3月 議会運営委員会から「府議会のICT化」の実施に関する計画を策定すべきことについて答申
- ・ 令和3年3月 上記答申を踏まえ、議会運営委員会から本計画を答申（広報・広聴のICT化は広報広聴会議（座長：中村正孝（自民））において、計画全体を含むその他のICT化は議会改革検討小委員会（委員長：荒巻隆三（自民））及び同作業部会（部会長：藤山裕紀子（自民））において、それぞれ検討・立案）